

平成25年9月3日(11:30)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
室長補佐 喜田川典秀(内線2898)
災害救助専門官 熊野将一(内線2819)
(代表電話)03(5253)1111
(直通電話)03(3595)2614

8月23日からの大雨の被害にかかる災害救助法の適用について
(第1報)

1 災害の概要

大雨による被害により、島根県江津市において住家に多数の被害が生じたため、島根県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	人的被害(人)			住家被害(世帯)					備考
		死者	行方 不明	負傷	全壊	半壊	床上 浸水	床下 浸水	一部 損壊	
【島根県】 江津市(ごうし)	8月23日				3	3	139	270	0	9月2日13:00現在

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置等